



愛媛県報

発行 愛媛県

平成22年1月8日金曜日 第2130号

◇ 目 次 ◇ 告 示

- 救急病院の名称及び開設者名の変更..... 1
- 県統計調査の実施..... 1
- 大規模小売店舗の新設の届出の概要等..... 1
- 土地改良事業の工事の完了（2件）..... 2
- 解除予定保安林..... 2
- 愛媛県漁業近代化資金利子補給規程の一部改正..... 2
- 加入区の設定（養殖共済）..... 4
- 漁業の免許..... 4
- 建築士の処分..... 5
- 建築士事務所の監督処分（2件）..... 5
- 落札者等の告示（2件）..... 5

- 新たな土地改良事業の施行の関係書類の縦覧..... 6
- 開発行為に関する工事の完了（2件）..... 6
- 土地改良事業の工事完了の届出..... 6
- 道路の区域変更（県道長浜中村線）..... 6
- 道路の供用開始（ " ）..... 7

公 告

- 土地（建付地）の売払い（3件）..... 7
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請の告示..... 11

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第1号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院から、次のとおり名称及び開設者名の変更の届出があった。

平成22年1月8日

愛媛県知事 加戸守行

名 称		所 在 地	開 設 者 名	
変 更 前	変 更 後		変 更 前	変 更 後
医療法人真泉会第一病院	真泉会第一病院	今治市宮下町一丁目1番21号	医療法人真泉会	社会医療法人真泉会

○愛媛県告示第2号

仕事と家庭の両立支援に関する雇用環境調査を次のとおり実施するので、愛媛県統計調査条例（平成20年愛媛県条例第68号）第3条第2項の規定により告示する。

平成22年1月8日

愛媛県知事 加戸守行

1 調査の目的

仕事と家庭の両立支援に関する雇用環境の実態把握及び今後の労働施策検討のための基礎資料の作成

2 調査対象の範囲

常用労働者が5人以上の県内民間事業所（平成18年事業所・企業統計調査）

3 報告を求める事項

- (1) 事業所の概要に関すること。
- (2) 企業としての意識に関すること。
- (3) 育児休業制度及び労働者の育児に対する援助に関すること。
- (4) 介護休業制度及び労働者の家族の介護に対する援助に関すること。
- (5) パートタイム労働者の育児・介護休業制度の利用に関すること。

(6) 子の看護のための休暇に関すること。

(7) 配偶者出産休暇制度に関すること。

(8) 両立支援のために行政に期待すること。

4 報告を求める事項の基準となる期日

平成21年12月1日（火）

5 報告を求める者

2に該当する事業所のうち無作為に抽出された2,000事業所の事業主

6 報告を求めるために用いる方法

郵送配布及び郵送回収によるアンケート調査

7 報告を求める期間

平成22年1月12日（火）から同年2月10日（水）まで

○愛媛県告示第3号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに新居浜市役所において告示の日から4週間縦覧に供する。

平成22年 1 月 8 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) ザ・ビッグ松神子店
新居浜市松神子三丁目89番 1 外
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社
兵庫県姫路市北条口四丁目 4 番地
代表取締役 藤本 昭
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社
兵庫県姫路市北条口四丁目 4 番地
代表取締役 藤本 昭
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
平成22年 8 月23日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
6,138.62平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
ア 駐車場の収容台数
321台
イ 駐輪場の収容台数
190台
ウ 荷さばき施設の面積
80平方メートル
エ 廃棄物等の保管施設の容量
45.00立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前7時 閉店時刻 午前0時
イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前6時45分から午前0時15分まで
ウ 駐車場の自動車の出入口の数
3箇所
エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後8時まで

2 届出年月日

平成21年12月22日

3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から 4 月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

○愛媛県告示第 7 号

愛媛県漁業近代化資金利子補給規程（昭和44年10月愛媛県告示第 881 号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。改正後の愛媛県漁業近代化資金利子補給規程の規定は、平成21年12月18日以降に利子補給承認される漁業近代化資金について適用し、同日前に利子補給承認された漁業近代化資金については、なお従前の例による。

平成22年 1 月 8 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに新居浜市役所において告示の日から 1 月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - イ 当該大規模小売店舗の名称
 - ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
- (2) 提出先
愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第 4 号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 3 項の規定により公告する。

平成22年 1 月 8 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
ほ場整備事業	上立山地区	平成20年 3 月14日

○愛媛県告示第 5 号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 3 項の規定により公告する。

平成22年 1 月 8 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
農業用排水施設整備事業	宇和海沿岸地区	平成21年 8 月 6 日

○愛媛県告示第 6 号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和26年法律第 249 号）第30条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成22年 1 月 8 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 解除予定保安林の所在場所
宇和島市津島町近家乙 5 の35
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前					
(利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び補給率)						(利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び補給率)					
第 2 条 利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。						第 2 条 利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。					
漁業近代化資金の種類	利子補給率					漁業近代化資金の種類	利子補給率				
	法第 2 条 第 2 項第 1 号から 第 4 号ま でに掲げ る融資機 関が、同条 第 1 項第 1 号から 第 5 号ま で及び第 10号に掲 げる者(漁 業近代化 資金融通 法施行令 (昭和44 年政令第 209号。以 下「令」と いう。)第 5 条に規 定する団 体に限 る。)に貸 し付ける 場合	法第 2 条 第 2 項第 2 号 第 2 項第 5 号 に掲 げる 融資 機関 が、 同条 第 1 項第 1 号 から 第 5 号 ま で及 び第 10号 に掲 げる 者(令 第 5 条 に規 定す る団 体 に限 る。)に 貸し 付け る場 合	法第 2 条 第 2 項第 2 号 第 2 項第 1 号 に掲 げる 融資 機関 が、 同条 第 1 項第 6 号 に掲 げる 者(令 第 5 条 に規 定す る団 体 に限 る。)に 貸し 付け る場 合	法第 2 条 第 2 項第 2 号 第 2 項第 1 号 に掲 げる 融資 機関 が、 同条 第 1 項第 6 号 に掲 げる 者(令 第 5 条 に規 定す る団 体 に限 る。)に 貸し 付け る場 合	法第 2 条 第 2 項第 2 号 第 2 項第 1 号 に掲 げる 融資 機関 が、 同条 第 1 項第 6 号 に掲 げる 者(令 第 5 条 に規 定す る団 体 に限 る。)に 貸し 付け る場 合		法第 2 条 第 2 項第 1 号から 第 4 号ま でに掲げ る融資機 関が、同条 第 1 項第 1 号から 第 5 号ま で及び第 10号に掲 げる者(漁 業近代化 資金融通 法施行令 (昭和44 年政令第 209号。以 下「令」と いう。)第 5 条に規 定する団 体に限 る。)に貸 し付ける 場合	法第 2 条 第 2 項第 2 号 第 2 項第 5 号 に掲 げる 融資 機関 が、 同条 第 1 項第 1 号 から 第 5 号 ま で及 び第 10号 に掲 げる 者(令 第 5 条 に規 定す る団 体 に限 る。)に 貸し 付け る場 合	法第 2 条 第 2 項第 2 号 第 2 項第 1 号 に掲 げる 融資 機関 が、 同条 第 1 項第 6 号 に掲 げる 者(令 第 5 条 に規 定す る団 体 に限 る。)に 貸し 付け る場 合	法第 2 条 第 2 項第 2 号 第 2 項第 1 号 に掲 げる 融資 機関 が、 同条 第 1 項第 6 号 に掲 げる 者(令 第 5 条 に規 定す る団 体 に限 る。)に 貸し 付け る場 合	法第 2 条 第 2 項第 2 号 第 2 項第 1 号 に掲 げる 融資 機関 が、 同条 第 1 項第 6 号 に掲 げる 者(令 第 5 条 に規 定す る団 体 に限 る。)に 貸し 付け る場 合
1 省略						1 省略					
2 総トン数20トン以上の漁船の建造、取得又は改造後の漁船の総トン数が20トン	同上	同上	同上	同上	同上	2 総トン数20トン以上の漁船の建造、取得又は改造後の漁船の総トン数が20トン	年 1 分 2 厘	年 1 分	年 1 分 2 厘	年 1 分 2 厘	年 1 分

以上である場合におけるその漁船の改造に必要な資金						以上である場合におけるその漁船の改造に必要な資金					
3 漁船漁具保管修理施設、漁業用資材保管施設、漁船用油水分給施設、養殖池、蓄養池、水産種苗生産施設、養殖作業舎、水産物処理施設、水産物保蔵施設、水産物加工施設、製氷冷凍施設、水産物等運搬施設、水産物販売施設又は漁業用通信施設の改良、造成又は取得に必要な資金（漁船の改造、建造若しくは取得に必要なもの又は次号若しくは第5号に掲げるものを除く。）	同上	同上	同上	省略		3 漁船漁具保管修理施設、漁業用資材保管施設、漁船用油水分給施設、養殖池、蓄養池、水産種苗生産施設、養殖作業舎、水産物処理施設、水産物保蔵施設、水産物加工施設、製氷冷凍施設、水産物等運搬施設、水産物販売施設又は漁業用通信施設の改良、造成又は取得に必要な資金（漁船の改造、建造若しくは取得に必要なもの又は次号若しくは第5号に掲げるものを除く。）	年1分2厘5毛	年1分5毛	年1分2厘5毛	省略	
4～8 省略						4～8 省略					

○愛媛県告示第8号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第118条第3項の規定により、一定の水域を次のように定める。

平成22年1月8日

愛媛県知事 加戸守行

小割り式1年魚はまち養殖業、小割り式2年魚はまち養殖業、小割り式3年魚はまち養殖業、小割り式1年魚たい養殖業、小割り式2年魚たい養殖業、小割り式3年魚たい養殖業、小割り式ふぐ養殖業、小割り式1年魚かんばち養殖業、小割り式2年魚かんばち養殖業、小割り式3年魚かんばち養殖業、小割り式ひらめ養殖業、小割り式1年魚すずき養殖業、小割り式2年魚すずき養殖業、小割り式2年魚ひらまさ養殖業、小割り式3年魚ひらまさ養殖業、小割り式まあじ養殖業、小割り式1年魚しまあじ養殖業、小割り式2年魚し

まあじ養殖業、小割り式2年魚または養殖業、小割り式3年魚または養殖業、小割り式4年魚または養殖業、小割り式まさば養殖業、小割り式2年魚くろまぐろ養殖業、小割り式3年魚くろまぐろ養殖業、小割り式4年魚くろまぐろ養殖業、小割り式2年魚めばる養殖業、小割り式3年魚めばる養殖業、小割り式4年魚めばる養殖業又は小割り式かわはぎ養殖業

加入区の名称	区	域
宇和海第183加入区	宇特区第350号	漁業権漁場の区域
宇和海第184加入区	宇特区第351号	漁業権漁場の区域

○愛媛県告示第9号

漁業法（昭和24年法律第267号）第10条の規定に基づき、平成22年1月1日次のように区画漁業を免許した。

平成22年1月8日

愛媛県知事 加戸守行

免許番号	漁業権者の住所及び氏名	免許の内容	漁業権の存続期間
宇特区第350号	宇和島市榊形町二丁目6番11号 宇和島漁業協同組合	平成21年8月4日付け愛媛県告示第1020号のとおり	平成22年1月1日から平成26年3月31日まで
宇特区第351号	〃 〃	〃	〃

○愛媛県告示第10号

建築士法（昭和25年法律第 202 号）第10条第 1 項の規定により、次のとおり建築士の処分を行った。

平成22年 1 月 8 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 処分をした年月日

平成22年 1 月 8 日

2 処分を受けた建築士

(1) 氏名

宮下誠

(2) 二級建築士又は木造建築士の別

二級建築士

(3) 登録番号

愛媛県知事登録第8228号

3 処分の内容

平成22年 2 月 1 日から 1 月間の業務停止

4 処分の原因となった事実

建築物の設計者、工事監理者あるいは施工者として、建築基準法（昭和25年法律第 201 号）第 6 条に規定する確認済証の交付を受けずに建築工事を行ったことが、建築士法第10条第 1 項第 1 号に該当すること。

○愛媛県告示第11号

建築士法（昭和25年法律第 202 号）第26条第 2 項の規定により、次のとおり建築士事務所の監督処分を行った。

平成22年 1 月 8 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 監督処分をした年月日

平成22年 1 月 8 日

2 監督処分を受けた建築士事務所

(1) 名称及び所在地

ひかり建設株式会社二級建築士事務所

西条市新田字北新田 280 番地 1

(2) 開設者の名称及びその代表者の氏名

ひかり建設株式会社 代表取締役 宮下誠

(3) 一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別

二級建築士事務所

(4) 登録番号

愛媛県知事登録第4885号

3 監督処分の内容

平成22年 2 月 1 日から 1 月間の建築士事務所の閉鎖

4 監督処分の原因となった事実

建築士事務所を管理する建築士が建築士法第10条第 1 項の規定による処分を受けたこと。

○愛媛県告示第12号

建築士法（昭和25年法律第 202 号）第26条第 2 項の規定により、次のとおり建築士事務所の監督処分を行った。

平成22年 1 月 8 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 監督処分をした年月日

平成22年 1 月 8 日

2 監督処分を受けた建築士事務所

(1) 名称及び所在地

有限会社松下建築構造事務所

伊予郡松前町大字筒井 964 番地 2

(2) 開設者の名称及びその代表者の氏名

有限会社松下建築構造事務所 代表取締役 松下弘

(3) 一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別

一級建築士事務所

(4) 登録番号

愛媛県知事登録第2080号

3 監督処分の内容

戒告

4 監督処分の原因となった事実

建築士事務所を管理する建築士が建築士法第10条第 1 項の規定による処分を受けたこと。

○愛媛県告示第13号

次のとおり落札者を決定した。

平成22年 1 月 8 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続き	入札公告日
普通旋盤 3 式	愛媛県出納局会計課 愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2	平成21年12月17日	株式会社世良 愛媛県松山市辻町14番7号	45,533,250円	一般競争入札	平成21年10月30日

○愛媛県告示第14号

次のとおり落札者を決定した。

平成22年 1 月 8 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続き	入札公告日
県立学校用デジタルテレビ 227台	愛媛県出納局会計課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成21年12月24日	株式会社ベスト電器 松山法人営業部 愛媛県松山市千舟町二丁目4-12	39,245,010円	一般競争入札	平成21年11月10日

○愛媛県告示第15号

西条市吉井土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・広江地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成22年 1 月 8 日

愛媛県東予地方局長 佐伯 隆 志

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 新規土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・広江地区）計画書の写し
- (2) 西条市吉井土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

平成22年 1 月12日から 2 月 8 日まで

3 縦覧場所

西条市役所東予総合支所

○愛媛県告示第16号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成22年 1 月 8 日

愛媛県中予地方局長 門屋 泰 三

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
21中局建（開）第39号 平成21年12月21日	伊予市宮下字飛坂52番3	伊予市米湊764番地5 池内 伸 至

○愛媛県告示第17号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成22年 1 月 8 日

愛媛県中予地方局長 門屋 泰 三

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
21中局建（開）第40号 平成21年12月28日	伊予郡松前町大字神崎字九反地965番	松山市松末一丁目7番30号 フォールSENB A202号 小池 勝 也

○愛媛県告示第18号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、宇和島市から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成22年 1 月 8 日

愛媛県南予地方局長 高 魚 貞 利

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
ため池等整備事業	豊田地区	平成18年 2 月10日

○愛媛県告示第19号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年 1 月 8 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県 道	長浜中村線	大洲市長浜町沖浦丙2182番3から 同町沖浦丙2015番1地先まで	旧	メートル 3.2~17.8	キロメートル 0.120	
			新	6.5~17.8	0.150	

○愛媛県告示第20号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成22年 1 月 8 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	長浜中村線	大洲市長浜町沖浦丙2182番 3 から 同町沖浦丙2015番 1 地先まで	平成22年 1 月12日

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成22年 1 月 8 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 入札に付する事項

- (1) 件名
土地（建付地）の売払い
- (2) 売り払う土地（建付地）の所在地、地目及び地積等

土 地			建 物			予 定 価 格
所 在 地	地 目	地 積	種 類	構 造	床 面 積	
今治市宮下町二丁目甲1500番 3	宅 地	254.76m ²	居 宅	木造瓦葺 2 階建	126.34m ²	18,014,250円
			物 置	鉄骨造スレート葺平家建	6.38m ²	

2 入札に参加する者に必要な資格等

(1) 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当しない者であること。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）及び警察当局から排除要請がある者

(2) 入札参加申込書の提出

この一般競争入札に参加を希望する者は、あらかじめ入札参加申込書を次により提出すること。入札参加申込書の提出のない者の入札への参加は認めない。

ア 提出期間

平成22年 1 月 8 日（金）から 2 月 1 日（月）までの執務時間中（月曜日から金曜日までの午前 8 時30分から午後 5 時15分までをいう。）

イ 提出場所

愛媛県総務部管理局総務管理課財産管理グループ

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2

電話 （089）912 2255

ウ 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものに限る。以下同じ。）により提出すること。電送による提出は、認めない。

エ 郵送等による提出の取扱い

郵送等による提出の場合は、平成22年 2 月 1 日（月）午後 5 時15分までに、イに掲げる場所に必着のこと。

(3) 契約条項を示す場所等

ア 契約条項を示す場所、入札心得書及び入札参加申込書の交付場所並びに問い合わせ先

(2)イに掲げる場所

イ 入札心得書及び入札参加申込書の交付方法

(2)イに掲げる場所で交付する。

ウ 現地説明の日時及び場所

(ア) 日時

平成22年 1 月 21 日 (木) 午前11時

(イ) 場所

売り払う土地の所在地

3 入札及び開札

(1) 入札及び開札の日時

平成22年 2 月 15 日 (月) 午前11時

(2) 入札及び開札の場所

今治市旭町一丁目 4 番地 9

愛媛県東予地方局今治支局 4 階大会議室

(3) 入札書の提出方法

持参により提出すること。

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札に際しては、入札金額の 100 分の 5 以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をした小切手をもって入札保証金の納付に代えることができる。

イ 契約に際しては、契約金額の10分の 1 の契約保証金を納付しなければならない。

(3) 入札の無効

2(1)に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第 133 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最高価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 売り払う土地の用途制限

ア 落札者は、契約締結の日から10年間、売り払う土地を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売り払う土地の所有権を第三者に移転し、若しくは売り払う土地を第三者に貸してはならない。

イ 落札者は、契約締結の日から10年間、売り払う土地を暴力団又は法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されているものの事務所その他これに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売り払う土地の所有権を第三者に移転し、若しくは売り払う土地を第三者に貸してはならない。

ウ ア又はイの条件に違反した場合は、県の定める金額を違約金として県に支払わなければならない。

(7) その他

詳細は、入札心得書による。

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成22年 1 月 8 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 入札に付する事項

(1) 件名

土地（建付地）の売払い

(2) 売り払う土地（建付地）の所在地、地目及び地積等

土 地			建 物			予 定 価 格
所 在 地	地 目	地 積	種 類	構 造	床 面 積	
今治市吉海町福田1365番 1	宅 地	209.92㎡	居 宅	木造スレート葺平家建	80.32㎡	1,511,000円

2 入札に参加する者に必要な資格等

(1) 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当しない者であること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167 条の 4 の規定に該当する者

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）及び警察当局から排除要請がある者

(2) 入札参加申込書の提出

この一般競争入札に参加を希望する者は、あらかじめ入札参加申込書を次により提出すること。入札参加申込書の提出のない者の入札への参加は認めない。

ア 提出期間

平成22年 1 月 8 日（金）から 2 月 1 日（月）までの執務時間中（月曜日から金曜日までの午前 8 時30分から午後 5 時15分までをいう。）

イ 提出場所

愛媛県総務部管理局総務管理課財産管理グループ

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2

電話 （089）912 2255

ウ 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものに限る。以下同じ。）により提出すること。電送による提出は、認めない。

エ 郵送等による提出の取扱い

郵送等による提出の場合は、平成22年 2 月 1 日（月）午後 5 時15分までに、イに掲げる場所に必着のこと。

(3) 契約条項を示す場所等

ア 契約条項を示す場所、入札心得書及び入札参加申込書の交付場所並びに問い合わせ先

(2)イに掲げる場所

イ 入札心得書及び入札参加申込書の交付方法

(2)イに掲げる場所で交付する。

ウ 現地説明の日時及び場所

(ア) 日時

平成22年 1 月21日（木）午後 2 時

(イ) 場所

売り払う土地の所在地

3 入札及び開札

(1) 入札及び開札の日時

平成22年 2 月15日（月）午後 2 時

(2) 入札及び開札の場所

今治市旭町一丁目 4 番地 9

愛媛県東予地方局今治支局 4 階大会議室

(3) 入札書の提出方法

持参により提出すること。

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札に際しては、入札金額の 100 分の 5 以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をした小切手をもって入札保証金の納付に代えることができる。

イ 契約に際しては、契約金額の10分の 1 の契約保証金を納付しなければならない。

(3) 入札の無効

2(1)に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第 133 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最高価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 売り払う土地の用途制限

ア 落札者は、契約締結の日から10年間、売り払う土地を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売り払う土地の所有権を第三者に移転し、若しくは売り払う土地を第三者に貸してはならない。

イ 落札者は、契約締結の日から10年間、売り払う土地を暴力団又は法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されているものの事務所その他これに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売り払う土地の所有権を第三者に移転し、若しくは売り払う土地を第三者に貸してはならない。

ウ ア又はイの条件に違反した場合は、県の定める金額を違約金として県に支払わなければならない。

(7) その他

詳細は、入札心得書による。

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成22年 1 月 8 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 入札に付する事項

(1) 件名

土地（建付地）の売払い

(2) 売り払う土地（建付地）の所在地、地目及び地積等

土 地			建 物			予 定 価 格
所 在 地	地 目	地 積	種 類	構 造	床 面 積	
松山市中一万町 7 番 3	宅 地	523.82㎡	事 務 所	コンクリートブロック造 陸屋根 2 階建	722.16㎡	51,787,000円

2 入札に参加する者に必要な資格等

(1) 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当しない者であること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167 条の 4 の規定に該当する者

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）及び警察当局から排除要請がある者

(2) 入札参加申込書の提出

この一般競争入札に参加を希望する者は、あらかじめ入札参加申込書を次により提出すること。入札参加申込書の提出のない者の入札への参加は認めない。

ア 提出期間

平成22年 1 月 8 日（金）から 2 月 1 日（月）までの執務時間中（月曜日から金曜日までの午前 8 時30分から午後 5 時15分までをいう。）

イ 提出場所

愛媛県総務部管理局総務管理課財産管理グループ

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2

電話 （089）912 2255

ウ 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものに限る。以下同じ。）により提出すること。電送による提出は、認めない。

エ 郵送等による提出の取扱い

郵送等による提出の場合は、平成22年 2 月 1 日（月）午後 5 時15分までに、イに掲げる場所に必着のこと。

(3) 契約条項を示す場所等

ア 契約条項を示す場所、入札心得書及び入札参加申込書の交付場所並びに問い合わせ先

(2)イに掲げる場所

イ 入札心得書及び入札参加申込書の交付方法

(2)イに掲げる場所で交付する。

ウ 現地説明の日時及び場所

(ア) 日時

平成22年 1 月20日（水）午前10時

(イ) 場所

売り払う土地の所在地

3 入札及び開札

(1) 入札及び開札の日時

平成22年 2 月16日（火）午前10時

(2) 入札及び開札の場所

愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2

愛媛県庁第一別館11階会議室

(3) 入札書の提出方法

持参により提出すること。

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札に際しては、入札金額の 100 分の 5 以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をした小切手をもって入札保証金の納付に代えることができる。

イ 契約に際しては、契約金額の10分の 1 の契約保証金を納付しなければならない。

(3) 入札の無効

2(1)に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第 133 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最高価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 売り払う土地の用途制限

ア 落札者は、契約締結の日から10年間、売り払う土地を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売り払う土地の所有権を第三者に移転し、若しくは売り払う土地を第三者に貸してはならない。

イ 落札者は、契約締結の日から10年間、売り払う土地を暴力団又は法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されているものの事務所その他これに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売り払う土地の所有権を第三者に移転し、若しくは売り払う土地を第三者に貸してはならない。

ウ ア又はイの条件に違反した場合は、県の定める金額を違約金として県に支払わなければならない。

(7) その他

詳細は、入札心得書による。

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第10条第 1 項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成22年 1 月 8 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成21年12月16日	特定非営利活動法人 功	岩 川 功	東温市志津川596番地 2	この法人は、特に疾患のない原因不明の片頭痛に悩む人々に対して、個々の症状に合わせたアドバイスを提供し、それを実行、検証していくことで、その症状をやわらげ、片頭痛を抱えた人々がより健康的に生き生きと暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。